

道路運送車両の保安基準等の改正概要

●車体に関する改正（保安基準第18条、細目告示第22条、第100条、第178条関係）

「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第66号）」の採用に伴い、関係法令を以下のとおり改正します。

● 改正概要

- 大型バス（下記の適用範囲に該当するもの）に次の要件を適用します。

転覆試験（図1参照）を実施した際に、車体及び車体が、乗員を保護すべき空間（以下「保護空間」という。図2参照）を確保する強度を有するものとして以下の要件に適合すること

- ①保護空間の外側にある内装部分（ピラー、荷物棚等）が保護空間に侵入しないこと
- ②転覆試験により変形した車体及び車体が保護空間に侵入しないこと

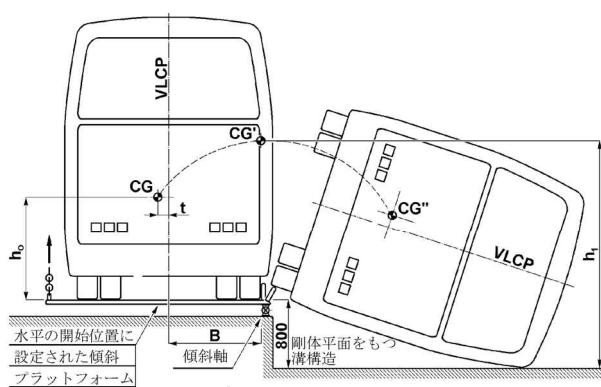


図1 転覆試験

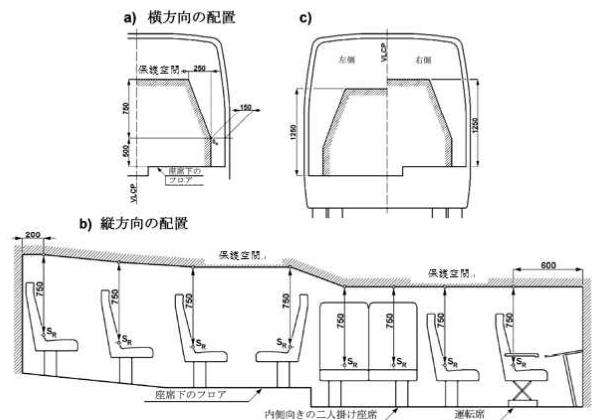


図2 保護空間

● 適用範囲

- 車両総重量12トン超かつ乗車定員18人以上の乗用自動車（二階建て構造の自動車、立席有する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、平成30年10月1日以降の新型車